

**公聴会の開催の中止について（公告）**

新潟県都市計画公聴会規則（昭和44年新潟県規則第75号）第5条の規定により、上越都市計画区域区分の変更の素案についての公聴会の開催を中止する。

平成26年6月3日

新 潟 県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 中止となる公聴会の日時  
平成26年6月13日（金） 午後2時から
- 2 中止となる公聴会の開催場所  
上越市春日山町3丁目1番60号  
上越市春日謙信交流館 集会室1